平成２１年（フ）第６１３号
埼玉県富士見市水谷１丁目13番地１　ブライトコート101
債務者　星　　広行
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６１４号
埼玉県川越市石原町２丁目41番地３　コーポ鈴木102号室、前住所埼玉県川越市大字的場534番地１　レオパレス・ラ・プリモⅡ―107号室
債務者　小坂　良哉
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４２号
和歌山県日高郡日高川町大字小熊6045番地４
債務者　寒川　桂司
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第３５５号
岡山県倉敷市二日市492番地１
債務者　坪下　敏一
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３６６号
岡山県倉敷市加須山829番地28
債務者　猪越　純子
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３８７号
岡山県倉敷市真備町有井284番地２　雇用促進２棟407号
債務者　古澤フヨ子（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成21年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２５００号
北海道千歳市信濃２丁目20番10号
債務者　松橋　綾子
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５７４号
札幌市西区宮の沢２条４丁目４番１号
債務者　中本初恵こと　全　　初恵
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０４９号
北海道恵庭市有明町１丁目12番２―202号
債務者　須藤　竜也
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３０９９号
北海道江別市野幌代々木町14番地の１　Ｃｒｅｃｅｒ代々木205
債務者　野戸　真哉
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１３０号
札幌市手稲区前田７条12丁目４番10―406号
債務者　寺山　善啓
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１９２号
札幌市西区発寒15条４丁目４番44号　ニューシティＢ―201号
債務者　兎澤　伸治
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３１９３号
札幌市西区発寒15条４丁目４番44号　ニューシティＢ―201号
債務者　兎澤　沙織（旧姓東城）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２１２号
札幌市北区新川３条３丁目３番17号　プラドール遠藤103号
債務者　堀江麻理子（旧姓蛎崎）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２３１号
札幌市南区簾舞３条６丁目５番９号
債務者　佐々木美由紀（旧姓能戸）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２４８号
札幌市白石区菊水元町８条２丁目11番20号　メゾンブロンシュ102号
債務者　山口まゆみ（旧姓高木）
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２８８号
札幌市西区二十四軒１条６丁目10番１号　グローリーマンション105号
債務者　福田　修二
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２８９号
札幌市白石区平和通２丁目南６番34―604号
債務者　西本　正巳
1　決定年月日時　平成21年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部